

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 25 日

各府県衛生主管部（局）  
災害医療主管課（部）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課  
救急・周産期医療等対策室長

大阪府北部を震源とする地震による医療施設等災害復旧事業の  
実施について

医療施設等災害復旧事業については、平成 7 年 3 月 1 日厚生省発健政第 22 号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき行われているところです。

大阪府北部を震源とする地震により被災した医療施設等について、災害復旧費補助金を申請する場合には、別添様式 1「医療施設等災害復旧費協議書」及び様式 2「医療施設等災害復旧費実地調査表」を提出して頂きますようお願いいたします。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、当該協議書を提出後、実地による調査を行った上で、交付額が確定しますので、協議書の提出により国庫補助額が承認されるものではありません。

また、貴殿におかれましては、被災医療施設等の復旧が円滑に進められるよう、協議書の作成や実地調査に向けての事前準備等、被災医療施設等へのきめ細やかな対応を併せてお願いいたします。

## 【医療施設等災害復旧費補助金申請等に当たっての留意事項】

### 1. 交付申請書提出までの流れについて

- (1) 当該災害復旧費補助金の申請を行う場合には、別添様式1「医療施設等災害復旧費協議書」、様式2「医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表・個表）」を作成し、都道府県担当部局を経由して、電子メールにて以下の担当者あて、平成30年11月22日（木）までに提出してください。

**※ 期日までに提出が間に合わない場合は個別相談願います。**

- (2) 別添の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計2150号）」等に基づき、実地調査を行い、交付申請額を決定します。
- (3) 交付申請書は、実地調査の結果に基づき提出してください。

### 2. 実地調査の事前準備について

- (1) 災害発生原因や程度等の証拠書類

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象であることを地元地方気象台発表の観測記録、都道府県・市町村防災担当課等が作成した資料等、客観的に証明できる資料を準備してください。

- (2) 図面

被災箇所が特定できる資料として図面等を準備してください。

- (3) 積算根拠資料

都道府県・市町村の単価表または、物価版（専門誌）等の建築単価が分かる資料を用意するとともに、見積もりは複数者（3社以上）準備してください。

見積もりが徴収できない場合は、その理由を提示してください。

### 3. 実地調査について

- (1) 復旧費の申請を行うすべての被災箇所について、被災の状況や復旧費の積算根拠等について、詳細に説明してください。
- (2) 申請内容については、原則、申請者である病院担当者からの説明してください。また、工事施工内容など専門的説明が出来る者（都道府県・市町村建築担当者、工事請負業者等）も同席してください。
- (3) 医療施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材については、激甚災害に指定された場合にのみ対象となります。

医療機関の備品台帳に登載されていることを確認しますので、準備してください。また、被災により医療機器を更新し、機能UP（CT16列：3千万→CT64列：5千万）した場合には、補助対象は原形復旧部分（CT16列：3千万）の金額となります。

- ※ リース機器は、対象外です。(所有権が移転している場合は、個別に相談ください)
- ※ 教材も医療機器と同様の取り扱いとなります。
- (4) 詳細は、別添の「医療施設等災害復旧費補助金のご案内」の国による実地調査の実施を参照してください。

#### 4. 早期着工について

国の実地調査後の工事着工が原則ですが、やむを得ず、国の調査を待たず、復旧事業に着手する場合については、以下の事項に留意してください。

- (1) 被災事実確認のため、被災した状況の分かる写真が、必要不可欠な資料であることから、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影してください。
- (2) 写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を明確に判断できるようにしてください。
- (3) 入院患者等の安全確保のため、必要に応じて応急措置を行った場合、その後に行う復旧工事の一部または全部となり得るものについては、国庫補助対象となり得ます。

#### 5. その他

- (1) 医療施設の他、医療関係者養成所施設等においても、本事務連絡に基づき、協議してください。
- (2) 災害復旧費として認められる内容は、原則として、「原形復旧」であり、原形復旧に該当しないと判断された場合には、補助対象とならない場合がありますので、被害申請額等の算定にあたり留意してください。
- (3) 補助対象となる施設整備（施設と一体的な設備を含む）は、災害復旧費協議額1件につき80万円以上です。
- (4) 補助対象外経費については、別添の「医療施設等災害復旧費補助金について」の2頁目を参照し、被害申請額等を含めないようにしてください。
- (5) 入札等が行われることによって、協議額を訂正する場合は、実地調査前に医政局地域医療計画課へ連絡してください。
- (6) 「医療施設等災害復旧費協議書」の受理時点では、協議内容の復旧工法、被害範囲、所要額等について、国庫補助を行うことを確約、承認したことにはなりませんので念のため申し添えます。

【府県庁から厚生労働省への提出先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

北久保（内線）2558

深山（内線）2548

電話 03-5253-1111

E-mail : [kitakubo-tomoya@mhlw.go.jp](mailto:kitakubo-tomoya@mhlw.go.jp)

[miyama-masashi@mhlw.go.jp](mailto:miyama-masashi@mhlw.go.jp)